

坂東市小林孝三郎奨学生推薦基準

1. 人物について

学習活動その他生活の全般を通じて態度・行動が、生徒・学生としてふさわしく、将来良識のある社会人として活動できる見込みがある者としてします。

2. 健康について

学校保健安全法による定期健康診断(最近1年以内に実施したもの。第1学年に在学する者については、入学選抜時の健康診断でよい。)の結果により、修学上支障がないと認められた者としてします。

(注1) 修学上支障がないと認められた者については、出願のために改めて健康診断を受ける必要はなく、また奨学生願書中の健康診断欄の記入も不要です。

(注2) 上記(注1)によることができない場合は、奨学生願書中の健康診断欄により医師の健康診断を受け、その結果就学可能の判定となった者。

3. 学力について

(1) 高等学校第1学年に在学する者

中学校における第2学年及び第3学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(2) 高等学校第2学年以上に在学する者

高等学校2学年に在学する者にあつては高等学校第1学年の学習成績の評定を、高等学校第3学年に在学する者にあつては高等学校第1学年及び第2学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(3) 高等専門学校

(1) 及び (2) に準ずる。

(4) 大学第1学年に在学する者

高等学校における第2学年及び第3学年の学習成績の評定を、全履修教科について平均した値が3.5以上である者としてします。

(5) 大学第2学年以上に在学する者

大学第2学年に在学する者にあつては大学第1学年の学習成績の評定を、大学第3学年以上に在学する者にあつては前2年の学習成績の評定を、全履修科目について平均した値が3.0以上である者としてします。

(注) 履修科目の評定は、5・4・3・2・1の5段階法によることとし、5段階法によらない評定については、5段階法に換算して評定してください。ただし、大学においては、優・良・可の3段階法によることとし、優は4、良は3、可は2に換算して評定してください。

なお、私立等で、A～Dの4段階法評定の場合は、Aは4、Bは3、Cは2に換算してください。

例：高 校（5・4・3・2・1）

大 学（優・良・可）

上記以外（A・B・C）

4. 学資の支弁が困難と認められる程度について

家計の認定所得金額が収入基準額（別表第1）以下であることとします。

（注1）父及び母（またはこれに代わって家計を支えている者）それぞれの1年間の収入金額から必要経費を控除（給与所得者の場合は、「別表第2」により算出）した金額の合計を「所得金額」とします。

（注2）「所得金額」から「特別控除額」（別表第3）を差し引いた残りの金額を「認定所得金額」とします。